

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和7年12月24日

支 出 負 担 行 為 担 当 官
科学警察研究所総務部会計課長
佐藤 瞳

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支 出 負 担 行 為 担 当 官
科学警察研究所総務部会計課長 佐藤 瞳

2 契約概要

- (1) 契約件名 ロゴマークの制作
- (2) 契約内容 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和8年3月19日

3 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画提案書の提出者に要求される資格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- ④ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 企画提案書の特定のための評価基準

事業の目的との整合性・妥当性・独創性・訴求力、実施体制の適格性、実績の有無、経理処理能力の適格性、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4 手続等

(1) 担当部局

千葉県柏市柏の葉6-3-1

科学警察研究所総務部会計課

(2) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法

令和8年2月3日 17時00分

上記(1)に同じ。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 問い合わせ先 千葉県柏市柏の葉6-3-1

科学警察研究所総務部会計課調度係

電話04-7135-8001

メールアドレス kakeiken_chotatsu@npa.go.jp

ロゴマークの制作

科学警察研究所総務部会計課

項目及び構成

- 仕様書
- 提出要領
- 契約方法及び評価項目
- 契約書（案）

○方式

公募型プロポーザル方式

○契約予定額

744,000円（税込み）

○企画提案書の提出期限は、

令和8年2月3日 17時00分（必着）です。

※採用合否の決定については2月中旬～下旬頃を予定しております。

○企画提案書の構成は、「提出要領」をご確認下さい。

○企画提案書と併せて、

- ・「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し」

*令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のB、C又はDに格付けされている者であること。

- ・「見積書」を提出して下さい。

なお、見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付してください。提出後、必要に応じて内容をお聞きする場合がありますのでご承知願います。宛名は「科学警察研究所」をお願いします。

また、見積額は契約金額をご提示ください。

○照会先

総務部会計課調度係

電話 04-7135-8001 内線2266

メール kakeiken_chotatsu@npa.go.jp

仕様書

1 件名

ロゴマークの制作

2 目的

科学警察研究所を広く周知するため、ホームページやパンフレット、プレゼンテーション資料等の様々な用途において使用する、訴求力があり洗練されたロゴマークを制作する。

3 調達方法

企画競争方式

4 内容

(1) ロゴマークの制作及びデザインイメージ

ア 画像コンテンツを作成する。

イ デザイン

視認性のよい、シンプルなものとする。上記2に記載する目的に加え、以下のイメージを参考とし、複数のデザイン案を提示すること（一つのデザインで全てのイメージを網羅しなくてもよい）。

- ・「科警研」や「NRIPS」などの文字を基調としたもの。
- ・最先端の科学技術、テクノロジーをイメージできるもの。

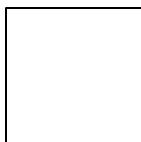
ウ 条件

- ・拡大や縮小しての使用に適したものであること。
- ・配色は自由とするが、白黒表示での使用が可能なデザインであること。
- ・ロゴマークと組み合わせる文字は視認性を考慮してゴシック系を基本とすること。
- ・ロゴマークと文字の組み合せたものについては、使用するレイアウトに応じてロゴマークの単独使用が可能であること。
- ・模倣、模作のない未発表の自作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること（生成AIの使用は不可）。

エ 提出

- 下記のロゴマークと文字の組み合わせをもとに、各パターンに対して案を提出すること。各パターンに複数案の提出も可能とするが、最大3案までを上限とする。なお、使用するロゴマークは概ね共通のものとする。

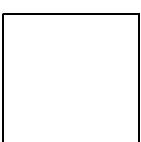
パターン1



科学警察研究所

※ 文字位置に指定はない。

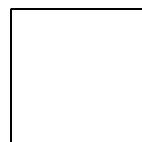
パターン2



National Research Institute of Police Science Japan

※ 文字位置に指定はない。

パターン3



マークのみ

- 審査基準表における「2 事業実施主体の適格性」及び「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」について、判断できる資料を提出すること。(※ 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」について、該当がない場合はその旨を回答すること。)

オ 採用方法

提案された内容については「ロゴマーク制作に伴う審査委員会設置要綱」及び「審査基準表」に基づき、企画競争方式にて採点を行い、評価の結果、最上位評価となった事業者の案を採用する。

(2) 作業管理

- 採用されたデザインについて、科学警察研究所は配色などの修正指示を実施できるものとする。
- 受託者は速やかに科学警察研究所と協議の上、作業計画書を作成して承認を得ること。作業計画書の承認後、変更又は修正が生じた場合は、その都度、科学警察研究所と協議のうえ、作業計画書を更新すること。
- 仕様書及び作業計画書に基づく履行状況確認のため、定期的に科学警察研究所と打合せを行うこと。
- 重大な課題や問題が発生した場合や科学警察研究所から指示があった場合は速やかに協議を行い、履行状況について指導を受けた場合はこれに誠実に対応すること。

5 履行

(1) 履行方法

採用されたパターン1～3の各案について、下記事項を履行すること。

- ・作成した画像コンテンツのデータは、科学警察研究所が指定するデータ形式(SVG、EPS等ベクター形式および透過PNG、JPEG等ラスター形式)で納入すること。また、A4横用紙にあわせて拡大して配置し印刷した場合にも鮮明に見える解像度のデータとする。
- ・CMYK数値やサイズ比率等のロゴガイドラインを併せてデータ提出すること。

(2) 履行期限

令和8年3月19日（木）

(3) 履行場所

千葉県柏市柏の葉6-3-1 科学警察研究所総務部総務課

6 その他

- (1) 成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、科学警察研究所に帰属することとする。また、請負業者は科学警察研究所に対し、成果物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。
- (2) 採用決定後に第三者の権利を侵害していることが発覚した場合には、その時点で採用を取り消すことがある。また、第三者から採用作品に関して、権利侵害や損害賠償等の主張がなされた場合には、受託者の責任と費用負担のもとに解決することとし、科学警察研究所は一切の責任を負わない。
- (3) 成果物は、科学警察研究所が必要と判断する目的に利用できるとともに、科学警察研究所が認める場合には第三者に使用させることができる。
- (4) 受託者は、成果物の一部修正、翻案を科学警察研究所に認めることとする。
- (5) 契約を履行するに当たって、仕様について疑義を生じた場合は、速やかに科学警察研究所の指示又は承認を受けること。
- (6) 成果物については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成2年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の契約時における最新の基準を満たしていること。
- (7) 科学警察研究所と事前に十分な打合せを行った上で履行すること。

提出要領

1 件名

ロゴマークの制作

2 提出書類

以下のとおり正本、副本を提出すること。

- 正本1部

下記(1)から(8)まで。なお、下記(8)については、認定等に該当する企業のみ提出すること。

- 副本1部

下記(1)から(5)のみ。副本には社名等、応募者が特定できる情報は入れないこと。

既に社名等が入っている書類を提出する場合は、黒塗り等の措置を講ずること。

(1) 企画案

ロゴマークの企画案

※ A4サイズで上記正本・副本とは別に15部提出願います。なお、本件デザインのコンセプトやアピールポイントを説明する資料の作成・提出は任意。

(2) 日程表

具体的な作業に関するスケジュール

(3) 過去5年分の類似実績

ロゴマークの作成について、契約機関・団体（官公庁の場合は担当部署名まで）、時期、内容を記載すること。

(4) 法人概要、財務状況書

会社案内・概要、決算報告書等の資料

(5) 制作に係る実施体制表

(6) 見積書

制作する場合の必要経費を積算した見積書

(7) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされている者であることを証明する書類の写し

(8) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業、または、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業であることを証明する書類の写し

3 提出期限

令和8年2月3日（火）17時まで

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

4 提出先

〒277-0882

千葉県柏市柏の葉6丁目3番地1

科学警察研究所総務部会計課調度係

5 選考要領

各社から提出された企画案を検討した上、当所の作成意図に沿ったものを一編選出し、当該企画案を作成した会社と契約を締結する。

6 その他

- (1) 企画案に係る一切の経費は、応募者の負担とし、企画案は返却しないものとする。
- (2) 企画案の採用に関する合否については、個別に連絡するものとする。
この際、選考経過など、採用合否以外の回答はしない。
- (3) 応募者は、提案書の提出をもって、「暴力団排除に関する契約事項」（別添）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった時は、当該者の提案は無効とする。
- (4) 企画案に係る質問先（選考基準、審査内容等に関する回答はしない）

科学警察研究所総務部会計課調度係 TEL 04-7135-8001

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としないことを確約する。

(再委託契約に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第7条に定める事前承認後に第三者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該第三者等との契約を解除し、又は第三者等に対し契約を解除せらるるにしなければならない。

2 甲は、乙が第三者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは第三者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該第三者等との契約を解除しないとき、若しくは第三者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

契約方法及び評価項目

1 契約方法

(1) 契約方式

本調達は、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用するものとし、評価の方法については、以下のとおりとする。

ア 応募者が提出した企画提案書を比較し、次の各要件に該当する者のうち、「(2) 企画提案書の評価方法」によって得られた数値の最も高い者と随意契約を行う。

(ア) 本制作の目的、内容等について十分理解していること。

(イ) 応募者の提出した見積り価格が、当所の示した予定価格の制限の範囲内であること。

イ 上記アの数値の最も高い者が2人以上あるときは、「ロゴマーク制作に伴う審査委員会設置要綱」に従う。

(2) 企画提案書の評価方法

ア 企画提案書の評価方法については、次のとおりとする。

(ア) 評価点は、基礎点と加点の二種類に分け、企画提案書の内容について、審査委員が、別紙「審査基準表」の評価基準に沿って採点した点数の合計により決定する。

(イ) 評価項目の区分が必須である項目については、評価基準のうち最低限の要求水準を基礎点に係る要件として設定している。評価の際には、基礎点に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。応募者は、企画提案書において基礎点に係る要件を全て充足していることを示さなければならない。一つでも基礎点に係る要件を充足していないとみなされた場合には、その応募者は不合格となる。

(ウ) 評価基準のうち基礎点に係る要件以外は、加点に係る要件であり、その企画提案内容に応じて加点する（具体的な加点に係る要件の評価については、「2 (2)加点方法」を参照のこと。）。

2 評価項目

(1) 対象項目

本調達における評価項目ごとの内訳は以下のとおりとする（詳細については、別紙「審査基準表」を参照のこと。）。

審査点 = 事業内容 (70点満点) + 事業実施主体の適格性 (25点満点)
+ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 (5点満点)

(2) 加点方法（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を除く。）

加点に関しては、別紙「審査基準表」における各加点項目について、審査委員 1 名あたり、それぞれ以下の採点基準により加点を行い、審査委員 14 名の合計をもって総加点とする。

評価ランク	採 点 基 準	項目別得点	
		20 点 満点	5 点 満点
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	20	5
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	12	3
B	概ね妥当な内容であると認められる。	4	1
C	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の加点方法

ア 厚生労働大臣から受けた次の認定のうち、最も配点が高い区分により加点する。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

イ 企画案に添付された厚生労働省から認定を受けていることを確認できる資料を確認し別紙「審査基準表」の評価基準に該当する配分点を 5 点を上限として加点する。

審査基準表

評価項目	評価基準	配点		
		基礎点	加点	合計
1 内容		10	60	70
事業の目的との整合性	必須	・ 制作の目的との整合性が図られているか。また、仕様書に示した内容が適切に盛り込まれているか。	5	0
	加点	・ 趣旨と対象が的確に捉えられているか。	0	20
妥当性・独創性・訴求力	必須	・ 国の事業として妥当な内容であるか。(妥当性)	5	0
	加点	・ 創意工夫があるか。(独創性)	0	20
		・ 国民一般にわかりやすい内容となっているか。(訴求力)	0	20
2 事業実施主体の適格性		20	5	25
実施体制の適格性	必須	・ 制作が遂行可能な人員が確保されており、かつ、当庁からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか。	5	0
		・ 作業手法、日程等に無理がなく、実現性があるか。	5	0
実績の有無	必須	・ 制作に関する知見、ノウハウを有しているか。	5	0
	加点	・ 過去の同種業務の実績はどの程度のものか。	0	5
経理処理能力の適格性	必須	・ 制作を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。	5	0
認定等の区分		配点基準	基礎点	加点
3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※1			5	5
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) 等	えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業	えるぼし認定企業	2	5
		えるぼし3段階目	3	4
		えるぼし2段階目	3	3
		えるぼし1段階目	3	2
		行動計画	4	1
次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業)	くるみん認定企業	くるみん	5	5
		トライくるみん	6	3
		くるみん	7	3
		トライくるみん	8	3
		くるみん	9	2
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)			4	
合計		30	70	100

○ 審査基準

評価ランク	評価基準	項目別得点	
		20点 満点	5点 満点
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	20	5
A	通常の想定される提案としては最適な内容である。	12	3
B	概ね妥当な内容である。	4	1
C	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0

※ 基礎点に係る項目は、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は0点とする。

※ 基礎点の項目を一つでも満たせなかった場合、得点に関わらず審査対象外となる。

○ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

- ※ 1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。
- ※ 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※ 3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要
- ※ 4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※ 5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※ 6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※ 7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※9の認定を除く。）
- ※ 8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※ 9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

契 約 書

科学警察研究所（以下「甲」という。）と、〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

1 契約件名	ロゴマークの制作
2 契約金額	￥〇〇〇. - うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥〇〇〇. - 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
3 履行期限	令和8年3月19日
4 履行場所	科学警察研究所
5 契約保証金	徴収免除

（目的）

- 第1条 乙は、以下の各条項に従い、表記契約件名の委託業務（以下「本業務」という。）を行い、その結果を甲に報告し、甲はその対価を乙に支払うものとする。
- 2 契約金額は表記のとおりとする。ただし、本業務の構成要素が法令等により設定、改訂若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

（契約保証金）

- 第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって契約締結の際、甲に納めなければならない。

（業務の実施）

- 第3条 乙は、別紙1「仕様書」に基づき、本業務を実施するものとする。なお、本業務の実施にあたり発生する費用は全て契約金額に含むものとする。

（事業完了報告書の提出及び確認）

- 第4条 乙は、本契約書に定めるところにより本業務を完了した場合は、事業完了報告書を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。
- 2 甲は、前項の事業完了報告書を受理した場合は、速やかに本業務の履行の確認をしなければならない。

（業務の報告義務）

- 第5条 乙は、前条の規定により提出した事業完了報告書について、甲から説明又は資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（再委託）

- 第6条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、こ

の契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を甲に提出し、承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（遅延賠償金）

第7条 乙は、甲の指定する履行期限内に本業務を完了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び本業務の完了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査のうえ本業務を完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から本業務の完了日までの日数に応じ、契約金額に、契約締結日の「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

第8条 甲は、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
 - ① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第9条第1項に該当する場合
 - (4) 第19条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条及び第4条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

- 4 甲は第2項及び第3項に該当する場合、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第6号の場合において、乙の責めに帰すことのできない事由によるものと認めたときは、違約金の徴収を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第9条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規程による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第10条 乙は、本契約に関し、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の100分の10に相当する金額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 前第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第11条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第8条第4項、第10条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第8条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約金額の支払)

- 第12条 甲は、第4条により本業務の履行完了を確認した後、乙から適法な支払請求書を受理した日から、30日以内（以下「約定期間」という。）にその対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第13条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に對価を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

- 第14条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）、又は信託業法（平成16年法律

第154号) 第2条第2項に規定する信託会社(以下「信託会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、予め甲の承認を得た場合を除き、本業務の実施により知り得た事実を他に漏らしてはならない。

2 甲は、乙から秘密として開示された情報については、乙の同意なしに第三者に開示しないものとする。

(担保責任)

第16条 甲は、本業務に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知った時から一年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、千葉地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第18条 この契約に定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

(暴力団排除条項)

第19条 暴力団排除条項を別紙2において定める。

(人権尊重の確保)

第20条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第21条 本契約に特記事項がある場合は、別添においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県柏市柏の葉6丁目3番地1
支出負担行為担当官
科学警察研究所総務部会計課長
佐藤 瞳

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としないことを確約する。

(再委託契約に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第7条に定める事前承認後に第三者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該第三者等との契約を解除し、又は第三者等に対し契約を解除せらるようしなければならない。

2 甲は、乙が第三者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは第三者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該第三者等との契約を解除しないとき、若しくは第三者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

仕様書

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
科学警察研究所総務部会計課長 殿

住 所
会 社 名
代表者名 印

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、当該契約の履行に際し、当社の再委託先が科学警察研究所に対して損害を与えた場合は、当社が一切の責任を負います。

記

契約件名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する下請負の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- 再委託の相手方の会社概要
- その他指示する書類

再委託承認書

審査結果	承認	・	非承認
理由			

申請のあった再委託について審査した結果は、上記のとおり。

令和 年 月 日
千葉県柏市柏の葉 6 丁目 3 番地 1
支出負担行為担当官
科学警察研究所総務部会計課長